

令和8年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務仕様書

1 件名 令和8年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務

2 履行場所 さいたま市役所

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容等

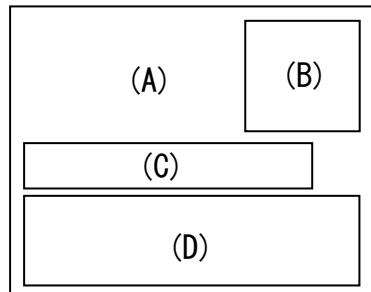
(1) 業務内容

さいたま市長記者会見の模様をインターネットでライブ中継及び録画配信を行う

(2) 業務範囲

- ① インターネット配信のため、会場へ機材などを設置し配信・録画するとともに、収録した映像・音声を受託者のサーバに保管・管理し、市ホームページから常時映像を配信できる環境を整えること。
- ② 聴覚障害のある方等への情報バリアフリー化を図るため、画面に手話通訳ワイプ、議題等の会見内容テロップ及び会見発言内容のリアルタイムテロップを見やすい大きさで入れること。なお、会見発言内容のリアルタイムテロップ生成にあたっては、受託者においてAI自動音声認識アプリ（UDトーク）またはそれと同等以上の文字変換の精度を有する自動音声認識技術（※以下AI音声認識アプリ等という）を利用して行うこと。また、過去の会見発言内容や市長記者会見特有の単語が登録など、回数を重ねるごとに精度が上がるものとなるようにすること。
- ③ ライブ中継映像の画面構成は下図を参考とし、手話通訳（B）、議題等の会見内容テロップ（C）、会見発言内容のリアルタイムテロップ（D）の配置部分の幅及び高さについては自由に変えられること。

（画面構成例）



- (A) 記者会見映像
- (B) 手話通訳
- (C) 議題等の会見内容テロップ
- (D) 会見発言内容のリアルタイムテロップ

- ④ 受託者は、インターネットでの配信を確実に行うため、委託者が手配した手話通訳者とあらかじめ十分な協議を行うこと。
- ⑤ 会見発言内容のリアルタイムテロップは、ライブ中継のみ配信し、録画配信には表示しない。また、録画配信では手話通訳ワイプは画面右下に表示すること。
- ⑥ 現年度分（令和8年度）と委託者が提供する過去3か年度分（令和5年度～令和7年度分）の会見映像データについて、受託者のサーバに保管・管理し、市ホームページ

から常時アクセス可能なものとしておくこと。

(3) 記者会見日時

定例記者会見は、原則毎月第1・第3木曜日の13時30分(年頭に行う会見のみ11時)から1時間程度とし、年間19回を限度とする。ただし、日時については変更する場合がある。また、臨時記者会見を行う場合には、別途協議する。

(4) 会見場

さいたま市消防庁舎3階災害対策室(さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号)とする。ただし、変更となる場合はその都度、指示する。

(5) 収録等

専用カメラ・マイク等の機械を下記のとおり設置すること。なお、③のマイク本数については、音声収録が不十分の場合には、受託者の負担において増やすこと。

① 三脚付のENGカメラ又は業務用DVカメラ(3CCDなど)…2台

② ①に係るスイッチャー…一式

③ マイク…13本(市長用1本、職員用3本、記者用8本、予備1本)

④ マイクスタンド3台(職員用)

⑤ マイクの本数に見合うオーディオミキサー

⑥ 映像モニター…市長用1台(液晶)、必要に応じてスタッフ用

⑦ 映像・音声送信の送受信に係る機材…一式

⑧ スーパー・テロップ付け装置…一式

⑨ イヤホン…3本(市長用1本、手話通訳者用【両耳用】2本)

※市長用のイヤホンには、市長本人の声が聞こえない音声を流すこと

⑩ スピーカー…4台(会場内用2台、卓上用2台)

(6) スタッフ

カメラマン、ミキサー、スイッチャーその他業務に必要な機材を扱える人員を揃えること

(7) 会場からの出力方法

モバイルwi-fi接続可能な環境等を受託者が確認し履行するものとする。ただし、別会場については、事前に電波環境・電源環境の調査を受託者が行い、モバイルwi-fi利用が可能な場所に限るものとする。

(8) 情報の配信

① 視聴者が使用するインターネットの回線に合わせて、マルチビットレートが可能なものとする。また、ライブ配信のビットレートは委託者の指定により変更できるものとする。

② 視聴するブラウザ及びプラグインは、Firefox、GoogleChrome、Opera、Safari、Microsoft Edgeのいずれを用いても映像の再生が可能であること。

③ パソコン、タブレット、スマートフォンの各種端末で視聴が可能であること。

④ MacOSでも再生できるよう環境を整えること。

(9) 配信情報の保管

収録した映像は、編集の上、配信する場合があるので、データを保管し指示に備えること。

(10) 会見当日の運営

- ① 会見当日の機材搬入及び会見場設営は、概ね会見開始3時間前から、会見終了後の撤収は1時間程度で行うこと。
 - ② 業務を適正に履行するため、会見場に日本語を解する現場責任者を配置し、指揮監督すること。
 - ③ 会見に係る機材の配置は前述のとおりとする。
 - ④ 会見場で映像・音声等の本番想定リハーサルを最低1回行うこと。
 - ⑤ 開始1時間以上前から映像・音声の配信テストを行い、テスト配信中のスーパーを表示する。さらに、テスト終了後は会見開始時用のスーパーを表示し、終了後は終了時用スーパーを挿入する。
 - ⑥ 会見の開始・終了の制御を行うと同時に議題など、委託者が指示した会見内容テロップ処理を行う。
 - ⑦ 手話通訳が配信画面に表示可能となる環境を整えること。
 - ⑧ AI自動音声認識アプリ等を利用して生成した会見発言内容のリアルタイムテロップがライブ配信画面に表示可能となる環境を整えること。また、音声テストと合わせてAI自動音声認識アプリ等を使用したリアルタイムテロップが問題無く表示されることを確認すること。
 - ⑨ 録画データは会見発言内容のリアルタイムテロップが表示されているものと、表示していないものの2種類用意すること。
 - ⑩ 当日の会見の模様は、当日17時までに録画配信ができる状態とする。ただし、編集する必要がある場合は、委託者と協議する。
- (11) 著作権等
- ① 収録した映像・音声に係る著作権は、すべて委託者に属するものとする。
 - ② 配信に際しては、視聴者が動画ファイル入手できない方式を採用するとともに著作権等の諸権利に十分留意すること。
- (12) サーバの管理
- ① データを保管するサーバは、MPEG等汎用性のあるもので映像が蓄積されていること。さらに外部からの進入による改ざん、データの流出を防止すること。
 - ② 障害や事故に備え、予備サーバを確保すること。なお、メンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、必ずあらかじめ委託者に日時を通知すること。
 - ③ 現年度分（令和8年度）と委託者が提供する過去3か年度分（令和5年度～令和7年度分）の会見映像データを配信できるよう、サーバの容量を確保すること。
- (13) 報告及び納品
- 受託者は毎月、ライブ中継及び録画配信分のアクセス件数の集計データを提出する。なお、1回当たり想定の同時アクセス件数は最大で500件とする。また、収録した映像・音声に係るデータを、会見発言内容のリアルタイムテロップが表示されているものと表示していないものに区分してDVDソフトに焼き付け、毎回、業務終了後速やかに1部ずつ委託者に提出する。

業務に必要な電力、用水及び資材置場は、委託者が無償で提供し、業務に使用する資機材、消耗品は受託者の負担とする。

また、会見発言内容のリアルタイムテロップ生成に必要な AI 音声認識アプリ等の利用に係る費用についても、受託者の負担とする。

6 服務規律

- (1) 業務に従事する者は、履行場所が公共施設であることを十分に認識し、礼儀正しく品行を慎み来庁者に対しては、親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があつてはならない。
- (2) 業務に従事する者は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとつてはならない。

7 その他

- (1) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に速やかに連絡する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたつて委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であつても、法令により当然に義務付けられている事項や軽微な変更などについては、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義がある場合には、委託者と受託者で協議する。
- (5) 受託者は、毎回、業務終了後速やかに本業務の完了報告書を提出し、併せて委託者の業務完了検査を受けること。
- (6) 受託者は、契約締結から初回の会見までの間に、会見場で本番を想定したリハーサルを最低1回行うこと。また、リハーサルで見つかった業務上の問題は、初回会見までに解決すること。